

## 船橋市教育委員会会議臨時会会議録

1. 日 時 令和7年12月5日（金）  
開 会 午後 1時00分  
閉 会 午後 1時11分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 教 育 長 松 本 淳  
教育長職務代理者 小 島 千 鶴  
委 員 朝 倉 曜 生  
委 員 蓬 池 政 貴

4. 出席職員 管理部長 鈴 木 寿 雄  
学校教育部長 日 高 祐一郎  
教育総務課長 醍 酐 紀 子  
学務課長 長谷川 右

### 5. 議 題

#### 第1 議決事項

議案第51号 令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

て

議案第52号 令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

て

### 6. 議事の内容

#### 【教育長】

ただ今から、教育委員会会議臨時会を開会いたします。

本日の教育委員会会議の開催にあたり、大塚委員が所用により欠席との連絡がありましたのでご報告いたします。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項」の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものいたします。

それでは議事に入りますが、本日の案件は、議案第51号と議案第52号の議案2件です。

また、当該議案につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第4号に

該当しますので、非公開としたいと思います。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは議案第51号について、教育総務課、説明願います。

**【教育総務課長】**

教育総務課から議案第51号についてご説明いたします。

資料は5ページをご覧ください。

本議案は、市長が令和7年第4回船橋市議会定例会に提出する議案を作成するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育に関する部分について教育委員会に意見を求められたことから、船橋市教育委員会組織規則第3条第3号の規定に基づき、ご審議いただくものでございます。

市長が市議会に提出する予定の議案は「令和7年度船橋市一般会計補正予算」となり9ページ以降についております。

令和7年の人事院勧告等にならない、特別職の期末手当や、一般職の給料、期末手当等の増額に伴い、教育費のうち、人件費である給料、職員手当等、共済費について補正をするものでございます。

金額について簡単にご説明いたします。資料の11ページをご覧ください。

市全体では、一番下の行の真ん中、補正前の額2,575億6,380万5,000円であったものを15億500万円増額補正し、2,590億6,880万5,000円とするものでございます。

このうち、教育委員会分野につきましては、55款「教育費」の一番上の行をご覧ください。

補正前の額300億810万1,000円であったものを2億9280万円増額補正し、303億90万1,000円とするものでございます。

教育総務課からは以上でございます。

**【教育長】**

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは私の方から、これは基本的には給料が上がるというような話かと思いますが、教員を含めた全体の話ということでよろしいのでしょうか。

**【教育総務課長】**

はい。

**【教育長】**

そうすると小中高校の先生と、事務職員も対象と考えてよろしいでしょうか。

**【教育総務課長】**

学校の教職員のうち本補正予算の対象となるのは、小・中・特別支援学校の市費負担職員及び市立高校の教職員となります。なお、小・中・特別支援学校の県費負担教職員につきましては、千葉県による補正予算対応となります。

**【教育長】**

わかりました。

その他はいかがでしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

それでは、議案第51号「令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第51号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第52号について、学務課、説明願います。

**【学務課長】**

続きまして、学務課から議案第52号についてご説明いたします。

資料は33ページをご覧ください。

本議案も、市長が令和7年第4回船橋市議会定例会に提出する議案を作成するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育に関する部分について教育委員会に意見を求められたことから、船橋市教育委員会組織規則第3

条第3号の規定に基づき、ご審議いただくものでございます。

市長が市議会に提出する予定の議案は「船橋市立船橋高等学校及び船橋市立船橋特別支援学校の高等部の教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例」となり35ページ以降につけております。

本議案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正等にない、教育職員の処遇改善を図ることを目的に、給与について改定を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、教職調整額の引き上げ、管理職員の本給加算額の改定、義務教育等教員特別手当の支給月額の上限の引き上げの3点となります。順にご説明申し上げます。

1点目に、教職調整額の率を現在の4%から10%に段階的に引き上げます。令和8年1月1日以降、毎年1%ずつ引き上げ、令和13年1月1日以降10%となります。

2点目として、管理職員の本給加算額の改定を行います。教育職給料表の4級（教頭職）の者については1月あたり4,000円の増額、5級（校長職）の者についてはこれまで支給対象外であったところ、新たに4,000円の加算を行います。

最後、3点目に義務教育等教員特別手当の支給月額の上限を8,000円から8,600円へ引き上げます。なお、これまで級及び号給に応じた額であったところ、学級担任等の校務類型に応じた額の支給となります。

これら3点につきましては、いずれも令和8年1月1日からの施行を予定しております。説明は以上でございます。

### 【教育長】

ただ今、説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

（各委員意見・質問なし。）

それでは、議案第52号「令和7年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を、採決いたします。

ご異議ございませんか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【教育長】

異議なしと認めます。

議案第52号については、原案どおり可決いたしました。

本日、予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 1 時 11 分閉会